

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成30年3月27日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
厚生年金保険関係	2件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700344 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1700066 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における次の表の第一欄に掲げる請求期間の標準賞与額を第二欄に掲げる額に訂正することが必要である。

	第一欄	第二欄
①	平成 16 年 8 月 10 日	20 万円
②	平成 18 年 12 月 21 日	30 万円
③	平成 19 年 8 月 10 日	20 万 5,000 円
④	平成 19 年 12 月 21 日	29 万 3,000 円
⑤	平成 20 年 8 月 10 日	20 万 5,000 円
⑥	平成 20 年 12 月 21 日	28 万 7,000 円
⑦	平成 21 年 7 月 21 日	20 万 5,000 円
⑧	平成 21 年 12 月 21 日	30 万円
⑨	平成 22 年 7 月 21 日	21 万円
⑩	平成 24 年 12 月 21 日	30 万 5,000 円
⑪	平成 25 年 12 月 21 日	29 万 9,000 円

訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 16 年 8 月 10 日
② 平成 18 年 12 月 21 日
③ 平成 19 年 8 月 10 日
④ 平成 19 年 12 月 21 日
⑤ 平成 20 年 8 月 10 日
⑥ 平成 20 年 12 月 21 日
⑦ 平成 21 年 7 月 21 日
⑧ 平成 21 年 12 月 21 日
⑨ 平成 22 年 7 月 21 日
⑩ 平成 24 年 12 月 21 日
⑪ 平成 25 年 12 月 21 日

私は、A事業所に勤務しており、賞与は年2回現金で受領している。過去の賞与記録のうち、請求期間の賞与に係る厚生年金保険の記録がない。請求期間に係る賞与の明細書を持っており、賞与から厚生年金保険料が控除されているので、調査の上、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者及びA事業所が提出した請求期間に係る給料支払明細書並びに同事業所がB年金事務所に提出した健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（ただし、全ての届が厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出されたもの）により、請求者は、請求期間①から⑩において、各賞与支払届に記載された賞与支払年月日に同事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

以上のことから、次の表の第一欄に掲げる請求期間の標準賞与額を第二欄に掲げる額に訂正することが妥当である。

	第一欄	第二欄
①	平成16年8月10日	20万円
②	平成18年12月21日	30万円
③	平成19年8月10日	20万5,000円
④	平成19年12月21日	29万3,000円
⑤	平成20年8月10日	20万5,000円
⑥	平成20年12月21日	28万7,000円
⑦	平成21年7月21日	20万5,000円
⑧	平成21年12月21日	30万円
⑨	平成22年7月21日	21万円
⑩	平成24年12月21日	30万5,000円
⑪	平成25年12月21日	29万9,000円

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑩について請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は年金事務所）に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間①から⑩に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700346 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1700067 号

第 1 結論

1 請求者の A 社における平成 19 年 1 月 1 日から平成 21 年 2 月 28 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 19 年 1 月から平成 21 年 1 月まで (次の表の第一欄に掲げる期間) の標準報酬月額については、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とする。

平成 19 年 1 月から平成 21 年 1 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 19 年 1 月から平成 21 年 1 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者の A 社における平成 19 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで及び平成 20 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 19 年 9 月、平成 20 年 9 月及び同年 10 月の標準報酬月額については、次の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とする。

平成 19 年 9 月、平成 20 年 9 月及び同年 10 月の訂正後の標準報酬月額 (第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成 19 年 1 月	9 万 8,000 円	15 万円	—
平成 19 年 2 月から同年 4 月まで	9 万 8,000 円	17 万円	—
平成 19 年 5 月	9 万 8,000 円	16 万円	—
平成 19 年 6 月から同年 8 月まで	9 万 8,000 円	17 万円	—
平成 19 年 9 月	9 万 8,000 円	17 万円	18 万円
平成 19 年 10 月から平成 20 年 8 月まで	9 万 8,000 円	18 万円	—
平成 20 年 9 月及び同年 10 月	9 万 8,000 円	18 万円	19 万円
平成 20 年 11 月から平成 21 年 1 月まで	9 万 8,000 円	19 万円	—

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 19 年 1 月 1 日から平成 21 年 2 月 28 日まで

給与明細から控除されていた厚生年金保険料が、会社が社会保険事務所 (当時) に届出していた報酬と異なるため、給与から控除されている厚生年金保険料額に見合う報酬に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求者が提出したB社（後のA社）及びA社の給与明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる請求期間の標準報酬月額（9万8,000円）を超えていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

以上のことから、平成19年1月から平成21年1月まで（次の表の第一欄に掲げる期間）の標準報酬月額について、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とすることが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成19年1月	9万8,000円	15万円	—
平成19年2月から同年4月まで	9万8,000円	17万円	—
平成19年5月	9万8,000円	16万円	—
平成19年6月から同年8月まで	9万8,000円	17万円	—
平成19年9月	9万8,000円	17万円	18万円
平成19年10月から平成20年8月まで	9万8,000円	18万円	—
平成20年9月及び同年10月	9万8,000円	18万円	19万円
平成20年11月から平成21年1月まで	9万8,000円	19万円	—

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成19年1月から平成21年1月までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られないが、平成19年1月から平成21年1月までの期間について、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成19年1月から平成21年1月までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち、平成19年9月1日から同年10月1日まで及び平成20年9月1日から同年11月1日までの期間については、前述の給与明細書により、毎年の定時決定の基礎となる4月から6月までに支払われた報酬月額を確認できることから、平成19年9月、平成20年9月及び同年10月の期間の標準報酬月額について、上の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とすることが必要である。

なお、平成19年9月、平成20年9月及び同年10月の第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額（第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。